

須賀川地方保健環境組合告示第4号

須賀川地方保健環境組合（以下「組合」という。）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号、以下「PFI法」という。）第5条第3項の規定に準じ、須賀川地方新ごみ処理施設建設運営事業（以下「本事業」という。）に関する実施方針を平成27年3月16日に公表した。

組合は、PFI法第7条の規定に準じ、本事業を特定事業として選定したので、同法第11条第1項の規定に準じ、その客観的な評価の結果を次のとおり公表する。

平成27年5月22日

須賀川地方保健環境組合管理者 橋本 克也